

相談(5月)

種別	日	時間	場所	問い合わせ
行政相談	7日(火)	午前9時～正午	市役所3階研修室	岡山行政監視行政相談センター ☎ 086-224-1100
	9日(木)		吹屋連絡所	
	16日(木)		有漢保健センター	
なやみごと相談	7日(火)	午前9時～正午	市役所3階研修室	岡山地方法務局高梁支局 ☎ 22-2318
	9日(木)		有漢保健センター	
			成羽たいこまるプラザ	
法律相談(要予約)	7日・14日・21日・28日 (全て火曜日) 午後1時～4時10分		高梁総合福祉センター	岡山弁護士会(☎086-234-5888)へ事前予約をして市民課へ無料券を申請してください (市民のみ・年2回まで) 市民課☎21-0254
司法書士相談	10日(金)	午前10時～正午	備中地域局2階小会議室	岡山県司法書士会倉敷支部高梁地区 ☎ 22-7906
	15日(水)	午後2時～4時	有漢保健センター イズミゆめタウン (2階文化教室)	

種別	日	時間	場所	問い合わせ
高梁税務署面接相談(要予約)	8日(水)・20日(月)・28日(火) ※相続・贈与・譲渡所得に関する相談は税務署へお問い合わせください。	午前9時～午後4時	高梁税務署	高梁税務署☎22-2546

子どもの健診(5月)

種別	対象(生まれた年・月)	日	時間	場所	問い合わせ
乳児健康診査	令和5年8月・令和6年1月	9日(木)	午後0時30分～1時30分(受付)	高梁保健センター	健康づくり課 ☎ 21-0228
1歳6カ月児健康診査	令和4年9月～10月	8日(水)			
2歳6カ月児健康診査	令和3年9月～10月	15日(水)			

子育て支援・健康相談(5月) ※全て予約が必要です

種別	日	時間	場所	問い合わせ	
ゆう・ゆうタイム(守ろう交通マナー)	24日(金)	午前10時～11時30分	子育て支援センター(ゆう・ゆうひろば)	子育て支援センター ☎ 22-2450 こども未来課 ☎ 21-2666	
2歳のひろば	10日(金)・22日(水)	午前10時～11時30分			
赤ちゃんタイム	7日(火)・17日(金)・21日(火)・31日(金)	午前10時～正午 午前10時～11時30分(31日のみ)			
ゆう・ゆう講座(歯みがき指導)	29日(水)	午前10時～11時30分	成羽こども園 子育て支援室		
なりわで“ゆう・ゆう”	9日(木)・16日(木)・23日(木)・30日(木)	①午前10時～11時30分 ②午後1時30分～3時			
にこにこ相談	9日(木)・30日(木)	午前10時～午後4時	子育て支援センター		
さてらいとひろば“ゆう・ゆう”	14日(火)	午前10時～11時30分	落合ふれあい公園		
育児相談	16日(木)	午前10時～正午	子育て支援センター	子育て支援センター ☎ 22-2450	
病態栄養相談	9日(木)	午前10時～11時	備北保健所	備北保健所 ☎ 21-2835	
思春期・ひきこもり相談	10日(金)	午後2時～4時			
エイズ・性感染症検査/B・C型肝炎検査/骨髄ドナー検査	28日(火)	午後1時～2時			備北保健所 ☎ 21-2836
こころの健康相談	17日(金)	午後2時30分～4時30分			

住宅リフォーム補助金申請受け付け開始



地域経済の活性化、市内企業の雇用維持および市民が安心して住み続けられる住環境の形成を促進するため、住宅リフォームにかかる費用を補助します。

補助対象 市内に住所を有する人であり、自身が居住する住宅など

対象工事 市内業者が施工する工事で、補助対象工事費の総額が20万円以上(税込)のもの

補助金額 補助対象工事費の10分の1(上限額30万円)

受け付け開始日 4月15日(月)

申し込み 申請書などの書類を産業振興課へ提出してください。なお、提出書類について詳しくは市ウェブサイトをご覧ください。

☎ 産業振興課 ☎ 21・0229



用水路などへの転落に注意

農繁期となり、用水路付近での作業が増えると、用水路などへの転落事故が発生する危険性が高くなります。作業時には十分に注意してください。

注意が必要な場所 次のような場所では、誤って足を踏み外したり、水路の存在に気付かず転落したりする危険性があります。

- ① 用水路沿いの細い道
- ② 水路と道路が交差する場所
- ③ 街路灯などが少ない水路沿いの道など

転落事故に遭わないために

- ① 作業車などのライトは必ず点灯しましょう
- ② 夕暮れや夜間に歩くときは手持ちライトを携帯しましょう
- ③ 携帯電話などを歩きながら操作するのは止めて、前を見て歩きましょう
- ④ 作業に必要な安全なスペースを確保しましょう

☎ 建設課 ☎ 21・0232

電波のルールを守りましょう

電波は警察や消防・救急、テレビ・ラジオ、スマートフォン・携帯電話など、社会のライフラインに使われています。私たちの暮らしの安心・安全のために電波はルールを守って正しく使いたしましょう。

電波を利用するためには、原則、無線局の免許と技術基準に適合した無線機器を使用することが必要です。不法無線局を開設した場合は、1年以下の懲役または、100万円以下の罰金の対象となります。

不法電波で重要な無線通信を妨害した場合は、5年以下の懲役または、250万円以下の罰金の対象となり、より重い罪となります。

☎ 総務省中国総合通信局電波利用環境課 ☎ 082・222・3332

令和7年歌会始

宮内庁は、令和7年歌会始で詠進する短歌を募集します。お題および詠進要領は次のように発表されています。

お題 「夢」「夢」の文字が含まれていること。「夢中」、「夢路」、「夢見る」のような熟語や言葉でも構いません。

詠進要領 宮内庁ウェブサイトをご覧ください。

郵送方法 短歌が書かれた半紙を封入している封筒に「詠進歌」と書き添えて、「〒100・8111 宮内庁」へ郵送してください。(9月30日までの消印有効)

☎ 宮内庁式部職儀式第二係 ☎ 03・3213・1111



宮内庁ウェブサイト